

9 捕鯨をめぐる新たな動き

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本方針の下、令和元年（2019年）6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類（ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ）を対象とした捕鯨業を再開しました。

令和2年 捕鯨業の対象種・捕獲枠（大型鯨類）

鯨種	推定資源量	捕獲可能量	捕獲枠 ³ (令和2年4月現在)
ミンククジラ (北西太平洋) 	20,513 頭	171 頭	120 頭 ⁴
ニタリクジラ (北太平洋) 	34,473 頭	187 頭	150 頭
イワシクジラ (北太平洋) 	34,718 頭	25 頭	25 頭

再開した捕鯨業は、我が国の領海と排他的経済水域（EEZ）で、十分な資源が存在することが明らかになっているこれら3種を対象とし、100年間捕獲を続けても健全な資源水準を維持できる、国際捕鯨委員会（IWC）で採択された方式⁵に沿って算出される捕獲可能量の範囲内で行われることとなりました。

令和元年（2019年）7月1日、再開後初の捕獲となったのは、小型捕鯨船が釧路沖において捕獲した、体長8mを超える大きなミンククジラでした。また、捕鯨母船日新丸船団も、3日後の7月4日に、紀伊半島沖で体長12mを超えるニタリクジラを初捕獲しました。これら捕鯨業で捕獲されたクジラはご祝儀相場もつき、概ね高値で取引され、市場から歓迎される状況となりました。



捕鯨業で捕獲された鯨肉のセリの様子

我が国は、令和元年（2019年）6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退しましたが、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の方針は変わらず、引き続き、IWC等の国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していくこととしています。

³ その他、漁業調整等を目的とした水産庁留保分をミンククジラ12頭、ニタリクジラ37頭設けている。

⁴ 定置網の混獲数（39頭）を捕獲可能量から差し引いている。

⁵ RMP（改訂管理方式）。これに沿って算出される捕獲可能量は、通常、鯨類の推定資源量の1%以下であり、極めて保守的なものとなっている。